

感染拡大予防
ガイドラインを
遵守しながら

文化芸術公演支援事業

県内文化施設で文化芸術公演を実施する利用者に
施設使用料の1/2を支援します！！

概要

コロナ禍における文化芸術公演を支援するため、感染防止対策を実施し、県内文化施設で文化芸術公演を行う利用者に対し、施設使用料の1/2を支援します。

支援金の対象者と補助額

◎ 対象者

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」
(令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会)および各施設のガイドラインに則った感染拡大防止対策を実施し、公演を行う施設の利用者

〈対策例〉

消毒の徹底 マスクの原則常時着用 検温の実施 参加者の把握 大声の抑止 など

◎ 補助額

施設使用料(空調使用料を含む)の1/2

※その他の付帯設備利用料金は対象外です。

対象施設

◎ 滋賀県内に所在する劇場・音楽堂等

※裏面に掲載しています。

対象公演

補助の対象となる公演等は、次のアとイの両方に該当する公演および当該公演に伴う、練習・準備行為等とします。

ア 令和3年4月1日(木)から令和4年3月28日(月)に舞台を使用して実施する文化芸術(文化芸術基本法第8条から第12条に規定されているものに限る)公演

イ 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」に則った感染拡大防止対策を徹底して実施する公演

申請受付

- ・ 受付期間：令和3年5月19日(水)～令和4年2月28日(月)【消印有効(メールは必着)】
※公演等を実施する前に申請(事前申請)が必要です。
※ただし、令和3年4月1日～6月30日に実施した公演等については、6月30日までの間は事後申請が可能です。
- ・ 申請先：【郵送】〒520-0806 滋賀県大津市打出浜15-1
公益財団法人びわ湖芸術文化財団
【E-mail】e-support@biwako-arts.or.jp
※詳細は「申請要項」をご確認ください。

◎お問合せ先
「文化芸術公演支援事業」事務局
(公益財団法人 びわ湖芸術文化財団 内)

電話：077-523-7133
営業時間：9時00分～12時00分
13時00分～17時00分

休業日
毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、8月13日～18日、12月29日～1月3日